

集団投資スキームに係る規制について

金融審議会 委員 島崎憲明

集団投資スキーム、例えば一定のファンドについて、届出・登録、運用業者規制又これに付随する検査・監督といった規制は必要か。

集団投資スキームは、資金調達に着目すると、以下のように大別されると思われる。

- ①内々から資金を募るスキーム
- ②不特定多数から資金を募るスキーム
- ①の例

事業会社間で組成するジョイントベンチャー

LLP、映画製作委員会などの組合員全員が業務に携わるスキーム

数名から成るファンド(投資クラブ等)

(また、企業結合、事業分離等を意図した信託も考えられる)

集団投資スキームの観点：投資サービス法は不特定多数から資金を募る場合の第三者に対する公正性の確保を目的としていると考えられる。

内々のスキームと呼んで問題の無いと思われる私募のスキームやプロ間のスキームについては、投資サービス法による規制ではなく、むしろ、まず当事者の自治に、また有事には他の諸法制に任せることを検討する必要があると思われる。

金融イノベーションの促進、エンフォースメントのコスト等の観点からも投資サービス法のスコープとして妥当か検討する必要があると思われる。